

管理費・修繕積立金を保証します！

滞納を1区分あたり少額の保証で

VAMOSの滞納発生時保証制度

VAMOS 管理費等支払保証

ビジネス・モデル特許出願中

VAMOS 管理費等支払保証は、
滞納された管理費・修繕積立金を
当社が**管理組合様へ『代位弁済』**する
全く新しい保証サービスです。



様々な事情で毎月の支払日に支払えない滞納者に代わって
『**VAMOS** 管理費等支払保証』が管理費等をお支払い致します。

VAMOS 管理費等支払保証を導入すれば、

滞納している人が
顔見知りで
請求できない！

裁判で支払い命令が
出たが、支払いはされ
ず、相変わらず、
住み続けている。

滞納している組合員が
、行方不明のまま連絡
が取れない。

相続でもめているらし
い。誰に請求して良い
のか解らない。



そのお悩み
VAMOS 管理費等支払保証
が解決します！

VAMOSサービス概要・フロー

当社が管理組合様へ管理費等を代位弁済させていただきます。

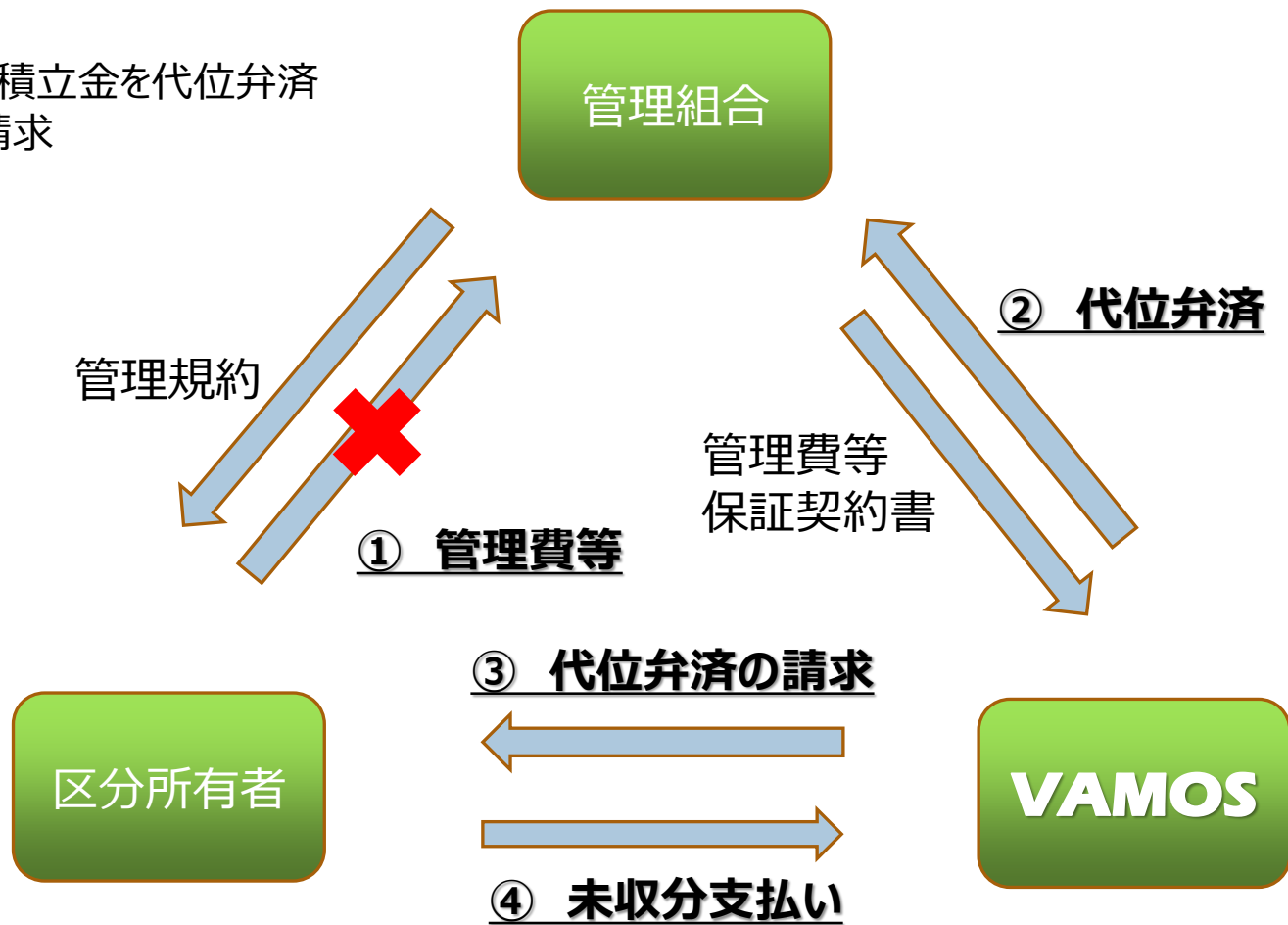
→ 管理組合としては滞納なし！

- ① 区分所有者様からの滞納発生
- ② 管理組合に未収分の管理費・修繕積立金を代位弁済
- ③ 代位弁済分を滞納区分所有者に請求
- ④ 当社が直接、滞納者から回収

保証対象とする管理費等とは

管理規約で区分所有者の負担することになっている費用のうち、「建物の区分所有等に関する法律」にて、先取特権（第七条）や特定承継人への請求権（第八条）を有する債権を対象としています。

管理費や修繕積立金は勿論、駐車場や駐輪場の使用料が対象となります。



VAMOSサービス概要・申込み手続き

<u>申込みに必要な書類</u>	①保証申込書
	②管理組合同規約正本もしくは写し
	③申込直近時の総会議案書並びに議事録写し
	④管理組合収支報告書2期連続写し
	⑤申込時点での滞納者の有無を証明する資料
	⑥区分所有者一覧（複数所有者等を判るもの）

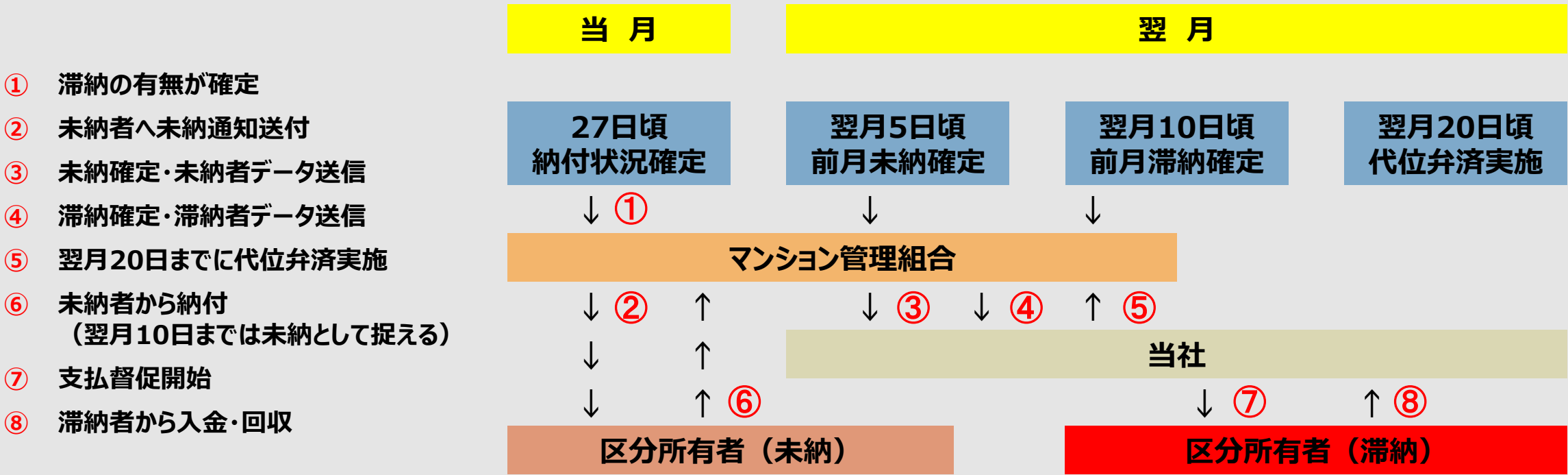
お申込み前に、申告内容の確認をさせていただきます。（ご希望に添えない場合もあります。）

<u>申込みに必要な管理組合内での手続き</u>	①お申込み案を、総会に上程案作成
	②総会開催前に、申込み事項を含む総会議案書
	③総会で、区分所有法に基づく特別議決を取得
	④議決取得後、申込み議決がなされた内容記載の議事録

手続きが終了後、管理組合様と契約を締結させていただきます。
また、契約締結後、各区分所有者へ保証パンフレットを配布させていただきます。

VAMOS管理費等支払保証の時間軸

納付月当月に発生した未納管理費は、「うっかり滞納」の可能性もあるので、マンション管理組合様ご自身で督促して頂きます。
その後、納付月翌月10日頃まで納付されない状況に陥った際に、当社が代位弁済を実施させて頂きます。
詳細の時間軸は以下の通りとなります。



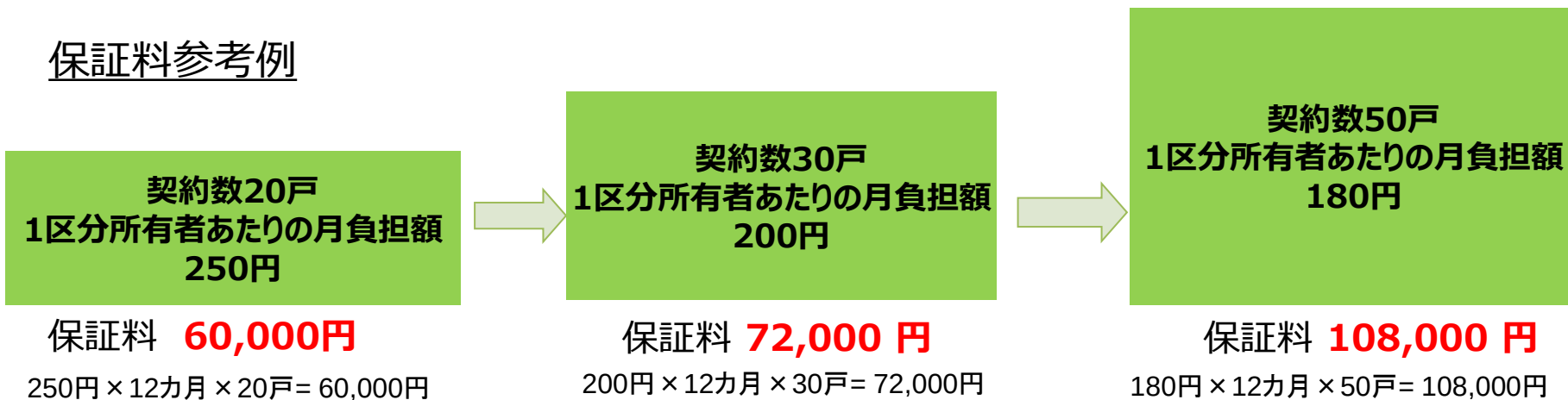
※管理費等の納付日として一般的な振替日として27日で仮置
※納付月内（翌月5日まで）までを未納と称する。
※未納期間を超えたものを滞納渡渉する。

VAMOSサービス概要・契約内容と保証料例（滞納履歴のない管理組合様）

保証詳細内容

- 契約期間： 単年度契約（1年間・更新可）
- 保証内容： 滞納発生1区分所有者に対して最長6カ月保証
全区分所有者総数のうち、滞納発生最大10%以内を保証
（10区分以下は20%以内を保証）
- 保証基本額： 総区分数**20区分所有者以下**は、 1区分あたり**250円**
総区分数**30区分所有者前後**は、 1区分あたり**200円**
総区分数**50区分所有者以上**は、 1区分あたり**180円**
- 保証請求： 滞納発生、管理組合様が督促実施し1カ月経過した後、代位弁済実施
滞納発生1カ月経過を起算日として、7日以内に指定口座へ送金（滞納1ヶ月後）

保証料参考例



※書類審査等により、保証料は変動いたします。

※過大な滞納履歴のある管理組合様はお断りをさせて頂く場合があります。

VAMOS管理費等支払保証の運用時間軸例

N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月	N+7月
契約締結	契約開始						
		未納発生 →	10日頃滞納確定	滞納			
			20日頃代位弁済				
			督促開始	支払督促 →	簡易裁判 →	差押え請求 →	競売申立 →
				未納発生 →	10日頃滞納確定	滞納	
					20日頃代位弁済		
					督促開始 →	支払督促 →	簡易裁判 →

- ① 契約以前の債権 : VAMOS管理費等支払保証ではお引き受けできません。
- ② 未収精算について : 保証契約締結以降で、滞納者から銀行振込もしくは持参払いで未収精算が行われた場合、**支払者へ清算金を返金の上、当社への支払いを指示**してください。
- ③ 二重請求について : 滞納が確定した区分所有者へ、**代位弁済が行われた時点より**、滞納した区分所有者への**滞納債権の請求は停止**してください。

企業情報

Company profile

会 社 名

株式会社 **VAMOS** 英文では**VAMOS** Co.,Ltd.

代 表 者

代表取締役 佐藤 永進

資 本 金

20百万円

本社所在地

東京都新宿区新宿1-3-12 壱丁目参番館

連 絡 先

TEL03-6457-7102/FAX03-6457-7103

事 業 内 容

家賃債務保証事業
建物情報サービス事業
滞納債権流動化事業
不動産事業